

議案第10号

白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、重度心身障害者医療費助成の受給権者及びひとり親家庭等医療費等助成の受給資格者の利便性の向上に資するよう、医療機関における資格の確認に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

(白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「提示する」を「提示し、又は受給権者であることの確認を受ける」に改める。

第6条ただし書中「受給券を提示しなかった」を「契約医療機関が受給権者であることを確認できなかった」に改める。

(白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「提示する」を「提示し、又は受給資格者であることの確認を受ける」に改める。

第8条ただし書中「受給券を提示しなかったときは、受給資格者」を「契約医療機関が受給資格者であることを確認できなかったときは、当該受給資格者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号資料

○白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和49年条例第9号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(助成の申請及び受給券の交付等)	(助成の申請及び受給券の交付等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定により受給券の交付を受けた受給権者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等の医療機関のうち千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「 <u>契約医療機関</u> 」という。)において医療の給付を受けるときは、 <u>受給券を提示し、又は受給権者であることの確認を受けるものとする。</u>	3 前項の規定により受給券の交付を受けた受給権者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等の医療機関のうち千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「 <u>契約医療機関</u> 」という。)において医療の給付を受けるときは、 <u>受給券を提示する</u> _____ものとする。
(助成の方法)	(助成の方法)
第6条 市長は、受給権者が <u>契約医療機関</u> において医療の給付を受けたときは、当該 <u>契約医療機関</u> に助成する額を支払うものとする。ただし、受給権者が <u>契約医療機関</u> 以外の医療機関で医療の給付を受けたとき又は <u>契約医療機関</u> が受給権者であることを <u>確認できなかった</u> ときは、当該受給権者に助成する額を支払うものとする。	第6条 市長は、受給権者が <u>契約医療機関</u> において医療の給付を受けたときは、当該 <u>契約医療機関</u> に助成する額を支払うものとする。ただし、受給権者が <u>契約医療機関</u> 以外の医療機関で医療の給付を受けたとき又は <u>受給券を提示しなかった</u> _____ときは、当該受給権者に助成する額を支払うものとする。
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(助成の申請及び受給券の交付等)	(助成の申請及び受給券の交付等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定により受給券の交付を受けたひとり親等は、病院等のうち千葉県とひとり親家庭等医療費等助成の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「 <u>契約医療機関</u> 」という。)において医療の給付を受けるときは、 <u>受給券を提示し、又は受給資格者であることの確認を受けるものとする。</u>	3 前項の規定により受給券の交付を受けたひとり親等は、病院等のうち千葉県とひとり親家庭等医療費等助成の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「 <u>契約医療機関</u> 」という。)において医療の給付を受けるときは、 <u>受給券を提示する</u> _____ものとする。
(助成の方法)	(助成の方法)
第8条 市長は、受給資格者が <u>契約医療機関</u> において医療の給付を受けたときは、当該 <u>契約医療機関</u> に助成する額を支払うものとする。ただし、受給資格者が <u>契約医療機関</u> 以外の医療機関で医療の給付を受けたとき又は <u>契約医療機関</u> が受給資格者であることを <u>確認できなかった</u> ときは、当該受給資格者に助成する額を支払うものとする。	第8条 市長は、受給資格者が <u>契約医療機関</u> において医療の給付を受けたときは、当該 <u>契約医療機関</u> に助成する額を支払うものとする。ただし、受給資格者が <u>契約医療機関</u> 以外の医療機関で医療の給付を受けたとき又は <u>受給券を提示しなかった</u> ときは、 <u>受給資格者</u> _____に助成する額を支払うものとする。
(略)	(略)